

折りに触れ熱い議論の対象になる採集にかかわる諸問題は、生物進化の頂点に位する人類が、自然物の採集、収奪によって現在の文明を築きあげてきた存在にほかならないという「原罪」を負っている以上、その背景は相当根深いものがある。したがって本来は、自然保護の枠組みの中でのみ採集問題をとらえ切れない複雑さが内蔵されているとみなくてはなるまい。今日この問題に関する評価が混乱していると思われるのは、そういう背景に対する考察が不十分であることと、採集する地域や採集される対象を一緒くたにした形で論ぜられることなどが考えられ、今後の検討課題として残されているといえそう。

ところで本号は、標題にあるような「自然保護教育と採集のありかた」に編集の重点をおき、会員諸氏に寄稿していただくとともに採集問題に関する座談会、自然保護団体へのアンケート依頼も平行しておこなった。アンケートを送付した範囲が限られ、各層の意見を広く聞くにいたらなかった恨みはあるが

“自然保護教育と採集のありかた”に関するアンケート



多様な見解、とり組みの一端が何われ、今後、採集の是非を論じ考える際に、参考になる部分も多いと思われる。アンケートの項目は、次のとおりである。

一、自然保護教育はどうあるべきだと思いますか。あるいはどのように実践していますか。あるいはどのように実践しましたか。

二、動物あるいは植物の採集の是非についてどう考えますか。

三、自然観察会などの際、動植物の採集についてどう対処しておりますか（どう対処すべきだと思いますか）。

・帯広自然保護研究会

一、初等教育としては、野外観察など親近感のわくものの中で、自然を愛する心を育て

させる。中・高等教育では、人間は生態系を構成する一成員であることを自覚させ、なぜ自然を大切にしなければならぬかを教育する。

二、原則として採集は認められないが、きわめて貴重なものを除き、研究上必要最小限の標本としてなら認める。しかし、この場合も可能な限り生きた形で採集し、研究が終れば、ただちに元の状態に戻す。

三、観察会においても同様、採集は認められない。自然に接することを目的としているため、動植物の日常性を乱すことのないよう自分の目で観察し、自分の耳で聴く会として、このようなものを企画すべきだと思う。その際、録音したり写真を撮ったりするときも、決して動植物に危害を与えないことを原則とする。

・子供と住民を守る円山住民の会

一、自然を人間の消費の対象としてとらえさせる（観光行政）のではなく、自然そのもののいとなみに触れ、感じ、思うことをどう意識的に教育のなかに組み入れるか、ということだと考えます。

また、口さきで「自然保護」をいうのではなく、破壊を破壊として実感させる運動が、親や自覚したもののたちからの闘いが何よりも大きな教育だと信じます。なお、教材への自然のとり入れかたとその批判を、教育者たちもいまず研究すべきだと考えます。

二、採集そのものには、誰も反対しないでしよう。しかし、円山に行っても、特製の網をもった子どもたちがアゲハチョウなどを競ってたくさん採取しています。無意味な大量採集は、子どもたち自身の人間性の破壊の表現ですらあるものとして、子どもたちにわからせねばなりません。まず、親たちが平気であることから改めさせるべきでしょう。

三、原則として、差支えないような（トンボなどの）一時採取以外はせず、自然を自然のままに楽しめる会のありかたの工夫でないでしょうか。 （中野徹三）

・二セコ・羊蹄の自然を守る会

一、自然保護のあり方

直接自然に接しさせて、自然に親しみ、自然の恵みを感じし、自然保護の必要性を肌で感得させる。

二、動植物の採集

昆虫や動物は、原則として禁止する。植物は動物より豊富であるから、採集して標本をつくり、名称を知ることが自然に親しませる有効な手段である。

三、自然観察会

植物の採集以外は、なるべく生きているままの自然観察の指導に努める。

(桑原義晴)

・羊ヶ丘自然愛好会

一、自然保護教育において特に大切なことは、一般化された自然を教えるのではなく、この国における、本道における、その地方における自然の位置を教えることである。

二、採集の是非を考える場合にも採集が一般の是非を論じてあまり意味がない。採集の是非は、時と所によって変るべきである。しかし、しつこくどちらかと聞かれたらこの日本では、また本道においてすら無制限に許容される現状にはないのではないだろうか。

三、羊ヶ丘内で行なわれている自然観察会では、採取は行なわれていないし、また、そうする考えもない。しかし、良識ある個人の四季の楽しみ程度の山菜とりや、キノコとりまで禁止する考えはない。

(山本 正)

・北大自然保護研究会

一、単に子供に対してでなく、自然保護運動を進める際、世論を高め、住民の合意を得るには大人も含めた緒々の年齢の者に対して、自然保護教育はなされるべきである。そして、その方法、内容は、それぞれの成長段階によって異なるはずである。

二、小動物・植物採集の是非について

子供が動植物を取ることは、ごくあたりまえだと思います。子供は直接自然に触れ採集していく中でこそ、生き物に対する愛情がわくのではないのでしょうか。頭で理解した自然は言葉上であり、真の理解とはいえないと思います。子供が採集する量は、動植物も復元力を持っていると思うのです。破壊の原因はそれらではなく、物質文明が生み出したところの、無茶な生産と開発だと思います。

三、小さい頃、自然に親しんだ、ある程度成長した者に対しては、正しく自然を再認識するために、動植物がどなくなぐらしをしているかを見て、観察することに主

眼をおくべきで、その際、採集は必要ないと思う。しかし、子供、特に都会の子供に対して採集を禁止し、生物がどのようにくらしているかをわからせようとしても、子供達にはむずかしいのではないかと思う。むしろ、はじめは自由に自然にあたらせるべきだと思う。

・南北海道自然保護協会

一、家庭、学校、社会など、人格形成の各分野において、計画的に、かつ強力に推進すべきものと思う。当協会は年間数回の学習会、実地観察会を持ち、会員及び一般市民の自然に対する認識の深化を図っている。

二、基本的には採集すべきでない。ただし、学術研究のための採集は一定の節度あるルールに従って認めらるべきであり、また、学校教育の実習の場においては適確な指導者の適切な指導管理下において許容されるべきである。特に、採集標本の量を誇るようなマニア的傾向は払拭しなければならない。

三、当協会の観察会では一切採集しないことを申し合わせて、現地観察の習慣づけに努め、「とるならカメラで」を励行している。

・芽室自然を知る会

本会では、水芭蕉(町指定自然保護植物)などの自然観察会、野草を食べる会、自然観察とキャンプマナーなどの行事のほか、町内の自然保護指定の推進、キャンプ場、サイクリング道路などの整備促進と周辺自然の保護、野草園の建設、公署監視などを随時実施し、その中で町民の自然に対する関心を高めながら、自然保護運動の理解と協力を求めております。動植物の採集については、自然の生態観察に主眼をしておりますがたとえば野草を食べる会などの場合には、繁殖力の旺盛なもののみとし、根こそぎ採集をさせて次代の繁殖力を考慮すること、無駄な採集で捨てることのないこと、採集目的物以外の動植物をそこなわないことなどを指導しております。また子供達にも無意味な採集にならぬよう、正しい採集法と標本の作り方、飼育方法などを指導し破壊につながることはないよう注意しております。直接手にふれ、自分で試してみることは必要ではないでしょうか。